田辺藩の貢租について

真　下　八　雄

一

糸井文庫に無表題の帳簿（六冊）が収められているが、これは田辺藩領内各村毎の草高内訳とその分米および貢租の明細を記載したもので、当藩では「土目録」と呼んでいる、いわゆる御成箇郷帳である。

右の土目録の記録内容が示す年代は、北有路村の上畠の定引中「拾歩　分米三升三合三勺、享和二壬戌年占土手敷」に見られる年代が最も新しく、他方、第三冊表紙裏に誤記の訂正を意味するかと思われる「文化三丙寅年　改朱点」の書入れがあり、これらの年代から推定すると、当土目録は享和し　文化初期の該事項を記載した帳簿と言える。

以下、土目録の内容を紹介して、近世中期における田辺藩の貢租を見てみたい。

二

土目録が記す各村の全貢租を集計して、藩領全体の総額を示すと別表の如くである。

では表に従って各貢租の説明をする。

(a) 本途物成

土目録の村高と慶長検地高とが違っている村は可成あるが、これに該当する冨室村の元禄九年の「土目録え覚」（冨室区有文書）は、当土目録と諸運上中の「雉子代」を除いて全く一致している。故に土目録の村高は慶長検地以後、元禄九年以前に再検地された石高であり、しかも慶長検地の斗代が「上ノ村」の下田一・一石、下畑〇・四石（丹後郷土史料集(二)）であるのに対し、土目録のそれは下田、下畑の最高が一・二石、〇・六石であることから考えると、全領的な竿入によって検出された草高ではなかろうか。なお、土目録には村毎の総田地面積の平均斗代が「坪斗代壱反二付」として記されているが、その最大は一、四八三石（公文名）、最小は〇・八八一四石（冨室）である。

次に定引であるが、これは「元田畠成」の地目変換地、「溜池敷、井溝敷、堤敷、池井、溝下、土手下」等の灌漑施設用地、「川欠、山欠、砂入、汐入」等の永荒地、その他「道敷、川敷、薮敷、立山ニ成、検地打減、斗代違」等から「番所、礫付場、矢場、堀、蔵、渡船場」等の藩用地、免許地、寺社領等々の半永久的な高内引であり、これの全領合計高は藩領石高の五・二%程に相当する。

田畑高から定引高を差引いた残高が毛付高であり、これに免を掛けて本途物成を算定する訳であるが、当藩は延享年間以前より定免制を実施している。(註一)　当土目録の定免は最高「十ヲ弐分」（松尾）から最低「五ツ」（岡安）で、全藩平均は約七ッ四分七厘になる。

(b) 小物成

土目録に小物成として挙げられているものは別表の通り八種目ある。

夫米は村高に対する「四歩四厘懸り」の高掛物である。しかし、定引高中の寺社領、免許地、藩用地は勿論、諸敷地の内には夫米の免除された「無夫米」地があり、この石高は全額で四二九石余りもある。左にその例を示す。

（鹿谷村——高一五五・一七六石）

一、六石五斗八升六合　　夫米

　但高百四拾九石六斗八升壱合六勺之分

　　四歩四厘掛り

　外高五石四斗九升四合四勺

　　堤敷川敷之分　無夫米

夫米は村高（本高）の高懸りであるから新田畑に課せられない事は言うまでもない。

竈役米は最多六・六石（布敷、白杉）から最少〇・二〇九石（万願寺）にわたり、全領村より納米せしめたものである。この小物成は字義からすると戸数割税と思われるが、後述の各村家運上賦課軒数によって一戸当り役米高を計算すると、村毎に区々であり均等割の意味が成立しない。ただ九ヵ村を除く各村の竈役米高の公約数は「十一」であり、この数値を一升一合と仮定して、これで全領の竈役米合計高を除算すると「一一四三〇余」となるが、これは全領家運上賦課総戸数二六二三軒の人口数ではなかろうか。(註二)　若しそうだとすると、この役米は人頭税ということになる。

鍛冶炭代米は五ヵ村(註三)を省く全藩村に、現物徴収当時の各村の木炭生産状況を考慮した為か、多少の例外はあるが、大体は村高に応じて、行永村の一一、五俵を筆頭に最少半俵の鍛冶炭を割付け、「壱俵ニ付四升三勺宛」の代米を上納せしめている。

木売役米は福来、万願寺、今田、堀、池内下、布敷、別所、白滝、岸谷、寺田、上安、天台、大波、和田、長浜、中田、河辺中、同由里、同原、西屋、観音寺、栃尾、大山、野原、三浜、多祢寺、赤野、平、佐波賀、千歳、大丹生、瀬崎、上福井、下福井、喜多、大君、吉田、青井、真倉、十倉、京田、女布、城屋、野村寺、高野由里、久田美、尾藤、常津、在田、南山、上漆原、大俣、地頭、高津江、三河の五五ヵ村に課しているが、就中、城下町隣接、舞鶴湾岸、大浦半島諸村が城屋村の二・二四四石を最高に、全課額の八〇%弱を貢納している。課税地域が木の運搬に便利な村々であり、更に城下町内竹屋に（天保五年商売書上帳——竹屋区有文書）「在通ひ小船懸木売買」「小船懸木積」業者が七戸もある事から推測すると、これは城下町への燃料薪出荷に対する課税ではなかろうか。

灰役米は河原村にのみ徴したものである。灰が何を指すのか判明しないが、丹後旧語集（丹後史料叢書(四)）の「諸運上の覚」に「炭売役」が記されており、税額も近似しているから、或いは木炭の販売への徴税かも知れない。

海成米は田井（四・九五石）、成生、野原、小橋、三浜、佐波賀六ヵ村の漁撈採藻に賦課したものであるが、頭書の両村がその殆んど（七五%弱）を納米している。

肴米は右記六ヵ村に加えるに千歳、大丹生の合計八ヵ村に上納せしめており、成生村（八・七六五石）とその隣村田井、野原で大半（六七%弱）を納入していることから考えると、丹後名魚「鰤」漁を主とした漁獲に課税したものであろうか。

塩浜年貢は由良村の塩田に対する小物成である。

以上あげてきた小物成の総合計徴米高は、田畑毛付高の五%強、本途物成の七%弱に当る。

(C) 諸運上

諸運上は別表に示した如く銀納一二、物納九、計二一種目ある。

家運上は由良八四軒、北有路八〇軒の大村から長内、喜多、上野(註四)の各二軒の小村まで、一軒に付き銀一・五匁ずつ課したものである。家運上の賦課戸数は全領総計二六二三

軒あるが、これは元禄十年改め「領中民戸」（丹後郷土史料集(二)）五二一八軒と大差を生ずる。この原因を冨室村の史料（同区有文書）から探ってみると、同村の家運上賦課戸数一九軒に対し享保十三年の全村戸数は四三軒であり、一方、検地帳（年代不明、村高からすると慶長検地以後）の屋敷地数を集計すると一九枚あるから、結局これは前者が近世初期の本百姓数を、後者は中期の全百姓数を示しているために生じた差ではなかろうか。

竹皮運上は志高村の三〇匁から木之下村の〇・三七匁の間の銀額を、福来、今田、堀、別所、白滝、常、与保呂上、溝尻、行永、上安、泉源寺、田中、小倉、鹿原、下谷、大波、西屋、田井、野原、千歳、大君、吉田、青井、真倉、女布、城屋、野村寺、高野由里、引土、猫江、水間、下東、桑飼下、桑飼上、弐ヶ、南有路、和江、丸田、上漆原、下漆原、岡田由里、大俣、地頭、高津江、三河、北有路、金屋の四九カ村より徴収しているが、特に由良川筋、青井、吉田諸村が課額の七七％弱を占めている。なお、立薮の存在する村が必ずしも納税していない処からすると、立薮の竹皮採集に対する課徴ではなさそうである。

奉書運上の賦税は寺田村の銀一七一・一匁を最多として、多門院、堂奥、伊佐津、白滝、岸谷、上根の七ヵ村になされ、祖母谷、池内谷の山村中心（七八％弱）に割付けられている。

塩浜運上は由良（銀二貫六四二・二匁）神崎両村の製塩に課せられたものである。

鯉網以下の諸網に対する運上は由良川の河川漁業への賦課銀である。鯉網運上は中山（七〇匁）、南、北有路（各一五匁）三ヵ村、撫網運上は油江、三日市、北有路、常津（以上各網二つ）、上東、桑飼下、上、弐ヶ、千原、尾藤、在田、夏間、丸田、八田、大川、志高、由里、高津江、金屋（以上各網一つ）の一九ヵ村に網一つに付き二匁、鳴子網運上は南有路（網二つ）、桑飼下、上、弐ヶ、千原、志高、地頭、高津江、三河（以上各網一つ）の九ヵ村に網一つに付き三匁、唐網運上は西方寺、地頭（各一〇匁）両村に夫々納銀せしめている。

鮭は次の史料にみられる様に弐ヶ、南、北有路三ヵ村から大多数徴収するが、その他、浜、泉源寺（各取分け）、平、岡田由里（各六匁）、地頭（一〇匁）の諸村にも割当てている。

一銀　壱貫弐百目　　鮭六百尺代
　但　弐ヶ村南有路村北有路村年番ニ
　　築立申候　尤鮭ニ而上納仕候得者其分
　　銀納相減申候　鮭壱尺ニ付銀弐匁ッゝ

請薮代は神崎、由良銀（九八匁）、石浦の由良川口三ヵ村に納入せしめたものであるが、請薮が立薮の貸与なのか、防風薮を意味するのか不明である。

雉子代は六ヶ村(註五)を除き全領村に対して、行永村の一〇羽を最高に、一羽に付き銀二匁ずつ課徴している。課税方法は「古来之帳ニ有雉子有高裁無之候」とあって、厳密な高掛りではないが、大凡村高の多少に応じ羽数が割付けられている様である。

渋柿代は尾藤、在田、南山（銀二三匁）の河東三ヶ村の貢納である。

入木は三ヵ村を除外した全藩領に、「壱軒ニ付拾六束宛」の薪木を、家上賦課軒数分納入せしめたものである(註六)。

塩は神崎、由良両村が入木の代納としたもので、一軒に付き約〇・三六四石である。

端折書は栃尾村の三九束を筆頭に別所、白滝、岸谷、上根、寺田、多門院、堂奥、河辺中、原、西屋、赤野、平、鹿原、吉坂、

松尾、真倉、久田美、南山、大川、大俣の二十一ヵ村より徴収しており、特に大浦、志楽、祖母谷、池内谷諸村が納額の八二％強を負担している。

小奉書は七日市村、青梅は与保呂上、天台、泉源寺、神崎の四カ村、渋柿は成生、大俣の一石を最多として、境谷、万願寺、与保呂上、行永、森、泉源寺、吉坂、松尾、河辺由里、原、大波、田井、七日市、真倉、京田、城屋、下東、弐ケ、千原、常津、西方寺、岡田由里、地頭、高津江の二六カ村、栗は上安（九五〇）、泉源寺、田中、安岡、大波、余部下の六カ村（頭書両村が七四％弱）、山椒は弐ケ（一〇〇斤）、大波両村、煎海鼠は佐波賀（四八斤）、千歳両村からの夫々の貢納物である。

以上あげた運上中、物納の入木は「壱荷ニ付銀納五分」、端折書は「壱束ニ付銀納弐匁」、渋柿は「柿壱斗ニ付銀納壱匁五分、同渋ニして四升四合」の代納も行われていた様である。

(ム)　継　物

継物とは藩庁が大豆、胡麻、麻苧、真綿、茶、鮑の六品目の産物について、毎年一定量を各村から強制的に供出せしめ、その代価は各村の貢租と差継ぎするもので、封建的賦税の変型である。その供出量を福来村（高三八九・二七石）についてみると左の通りである。

継　物

一、大豆　七石七斗四合
　　高百石ニ付壱石六斗五升懸り
一、胡麻　九斗四升四合
　　高百石に付弐斗弐升懸
一、麻苧　九貫六百四拾六匁
　　高百石ニ付弐貫弐百五拾匁懸
一、真綿　百九拾九匁五分

右史料の如く大豆、胡麻、麻苧は高掛りで割付けられたが、真綿は一六ヵ村(註七)を省き全領に各村の養蚕普及状態に順じ割当てられた様で、特に北有路村の五貫八八六匁を最高に、由良川筋諸村が六六％弱を負荷しており、茶は平の一貫六五〇匁を最多に、池内下、別所、泉源寺、田中、安岡、鹿原、吉坂、松尾、朝来中、大波、西屋、河辺由里、原、栃尾、下安久、野原、佐波賀、真倉、引土の二〇ヵ村より買付けられ、志楽、大浦地域が八二％を出荷している。また鮑は下安久から買上げている。

最後に継物の価格であるが、次の史料の様に五品目については米に換算されて差継ぎされている。

一、大豆（略）米ニ五和利入（米の半値）
一、胡麻（略）米ニ升かえ（米と等価）
一、麻苧（略）百目ニ付壱升四合六勺六才
一、真綿（略）百目ニ付三斗弐升八勺
一、茶（略）百目ニ付九合壱勺六才

三、

以上、田辺藩における貢租を、一九世紀初頭の時点で極く平面的にとらえてみたのであるが、貢租の賦課対象あるいは課税方法に多くの不明な点があり、これらは今後の史料蒐集によって解明していきたい。

なお、貢租の歴史的変遷や、各村内における年貢割付け状況、更に用捨米、介抱米と称する減税制度等々については、後日、稿を改めて記してみたい。

（附記）円満寺、滝ヶ宇呂両村は村高が新田畑高に編入され、前者が大米（但し四歩懸り）、後者が入木の上納のみの特殊村であるので説明から除外した。

註一、延享期の土目録（井上金次郎氏蔵）は「元免」「今免」と定免を併記してい